

監 査 公 表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年4月から7月までの各月において、市長部局、上下水道課及び教育委員会の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果をお知らせします。

竹田市監査委員 児 玉 淳 一

同 阿 部 雅 彦

■ 共通事項

財務事務に関する監査については事前に精査をし、監査当日は証書類及びその他関係書類等の審査を行い、処理について修正が必要な箇所は改善するよう指導した。

市長部局・上下水道課

■ 人権・部落差別解消推進課

部落差別の解消の推進に関する法律に基づき、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう要望する。

人権を守る取り組みや男女共同参画社会の推進にあたっては、関係各課とより一層の連携を図られるよう要望する。

■ 白丹保育所

保育理念に掲げる「子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育所を目指す」に向けて、家庭・地域との連携を図り一体となって取り組んでいただきたい。

■ 上下水道課

平成30年3月に策定した「竹田市水道事業ビジョン2018」に基づき、「水道水の安全の確保、確実な給水の確保、供給体制の持続性の確保」に向け、竹田市の「上水道事業」「簡易水道事業」の経営統合を含めた効率的な経営体制の確立に努められるよう要望する。

課内でのリスクの洗い出し、マニュアル等の対応策の整備、日常の業務を通じたチェック体制の確立に取り組まれるよう要望する。

■久住支所

市は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任した場合は、その行使について、設置者として必要な指示や監督を行う重大な責務がある。改めて、市民の福祉を増進する目的のための指定管理者制度を有効に活用されるよう一層の取り組みを要望する。

久住高原荘の運営については、毎年度、指摘してきたが、将来の方向性について早急に検討するよう重ねて要望する。

■直入支所

市は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任した場合は、その行使について、設置者として必要な指示や監督を行う重大な責務がある。改めて、市民の福祉を増進する目的のための指定管理者制度を有効に活用されるよう一層の取り組みを要望する。

ウェイクケーブルパーク施設並びにクアハウス施設の安定的な管理運営のために、指定管理者への更なる指導・監督を要望する。

教育委員会

■図書館

図書館法に定められている「図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように努めなければならない」の規定をもとに、市民に親しまれる市立図書館の運営を更に進められるよう要望する。

新型コロナウイルスの感染防止対策については、国・県の方針をもとに、まずは人命の尊重を優先し、感染拡大を防ぐ対応を図った上で、こうした状況のもとでも実行できる方法を探り、市立図書館の役割を可能な限り果たしていただくよう要望する。